⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

① not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

② have Grade A, B or C on "provision of services" in Kyusyu・Okinawa Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency)

③ not have filed a petition for the commencement of reorganization proceedings under the Corporate Reorganization Act or the commencement of rehabilitation proceedings under the Civil Rehabilitation Act (except those who have done the procedure of reapplication under the notification of the competing participation qualification)

④ not be under suspension of nomination by Director General of Kyusyu Regional Development Bureau from time-limit for the tender to Bid Opening

⑤ acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://www.geps.go.jp/

⑥ not be the person that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned

⑦ be the person who proved that there is a performance in the bid manual

⑧ place technician who has a work experience and qualification in bid manual

⑨ be the person who obtained a bid manual from the person of ordering directly

⑺ Time-limit for the tender to certificate: 17:00 22 January, 2018

⑻ Time-limit for the tender: 17:00 15 February, 2018

⑼ Contact point for the notice: Tomoko Chitose Accounting Division, Fukuoka national highway office, Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―24―10, Najima, Higashiku, Fukuoka City, Fukuoka Prefecture, 813―0043 Japan, TEL 092―681―4731 ex. 224

⑽ In the case of an electronic procurement system, acquire a chip card
https://www.geps.go.jp/

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年12月21日
分任支出負担行為担当官　九州地方整備局
佐賀国道事務所長　山田　隆則

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　41

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　15、29

⑵ 調達件名及び数量　平成30年度佐賀国道管内電気通信設備保守業務　一式（電子入札対象案件）

⑶ 調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷ 履行期間　平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間。

⑸ 履行場所　入札説明書による。

⑹ 入札方法　落札者の決定は、総合評価方式をもって行うので、総合評価のための性能・機能・技術能力等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺ 電子調達システムの利用　本案件は、競争参加資格確認申請書、総合評価のための書類及びそれらの証明書類（以下、「申請書等」という。）の提出並びに入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

⑴ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵ 競争参加資格（全省庁統一資格）

① 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、Ａ、Ｂ又はＣ等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有するものであること。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。

③ 競争参加資格の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑶ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑷ 電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑸ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹ 本調達案件に事業協同組合として申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。

⑺ 入札説明書に示す履行実績があることを証明した者であること。

⑻ 本調達案件の配置予定管理技術者が、入札説明書に示す資格・業務経験を有する者であること。

⑼ 「業務実施方針」について、全ての項目の提案が未提出でないこと、かつ、１項目でも不適切な提案がないこと。

⑽ 入札説明書の交付を直接受けた者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒849―0924 佐賀県佐賀市新中町５―10
国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所経理課専門官　電話0952―32―1151　内線505

⑵ 入札説明書の交付場所及び交付方法

① 交付場所は、上記⑴に同じ

② 郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。

⑶ 電子調達システムのＵＲＬ
https://www.geps.go.jp/

⑷ 電子調達システム、持参及び郵送等による申請書等の提出期限　平成30年１月22日12時00分

⑸ 電子調達システム、持参及び郵送等による入札書の提出期限　平成30年２月16日12時00分

⑹ 開札の日時及び場所　平成30年２月19日11時00分　国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所１階入札室

4　その他

⑴ 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶ 入札者に要求される事項　本調達案件の入札に参加を希望するものは、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく申請書等を作成し、下記により提出しなければならない。

① 電子調達システムにより参加を希望する者は、申請書等を作成し、上記３⑷に示す提出期限までにこれを上記３⑶に示すＵＲＬに電子調達システムを利用し、提出しなければならない。

② 紙入札方式により参加を希望する者は、申請書等を作成し、これを必要な証明書等とともに上記３⑷に示す提出期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。

また、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から必要な申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。